

広島県告示第三十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

令和二年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

世羅町

二 調査を行った期間

平成二十五年四月から平成二十七年三月まで

三 成果の名称

世羅町地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

世羅町大字津口の一部

五 認証年月日

令和二年一月十五日